

## 食料・農業・農村基本法改正への提言

環境と農業を考える会

当会は、食料・農業・農村基本法の改正にあたって、国民視点を重視し、環境問題の解決に向けた活動を行っている市民団体(NPO等)、有機農業の普及活動を行う市民団体及び消費者団体の有志によって構成された団体である。持続可能な農業の実現に向け、改正案に対して以下の通り提言する。

### 1. 「環境」を基本法の目的(第1条)に追加し、政策の柱に位置づける

基本法の見直しは、「食料・農業・農村政策審議会(農水省所管)」の下で検討し、その結果をまとめた「答申(2023年9月公開);以下、答申と呼ぶ)」において、4つの基本理念(第2~5条)の修正と、基本理念に対応した食料、農業、農村、環境の4分野の主要施策が提案された一方で、法改正(案)では基本理念の上位にあたる法律の目的(第1条)の中で、「環境」のみが除外されたままとなった。現行の基本法は、基本理念として、自然環境の保全を含む「多面的機能の発揮」を追加したものの、具体的な施策を条文に記載せず、実施方針が明示されなかったため、その後も農業の基盤となる生物多様性が低下し、農業の持続可能性が危ぶまれている。基本法の第1条の目的に「環境」を追加し、環境保全を政策の柱として明確に位置づけ、持続可能な農業を実現する必要がある。

### 2. 「有機農業」を、環境負荷低減の取り組みとして明示する

有機農業は、喫緊の環境問題である気候変動(地球温暖化)の緩和と生物多様性の保全に貢献することが報告されている。みどりの食料システム戦略及び関連法において、「2050年までに全農地の(1/4にあたる)25%を有機農地」とする目標を明記し、有機農業の推進を本法が規定する環境負荷低減の取り組みの大事な数値目標(KPI)と位置づけている。これは、現状の有機農業面積が0.6%であることから意欲的な目標であり、持続可能な食料システムを構築するための重要な目標と位置づけた一方で、改正案に「有機農業」の記載がなく、整合性を欠いている。第32条「環境への負荷の低減の促進」の条文に、持続可能な農業の例として「有機農業」の推進を追記すべきである。

### 3. 「環境への負荷」(第3条他)の例として、気候変動、生物多様性の低下等を含むことを明示する

今回の法改正案では、食料システムの各段階において「環境への負荷」があることを認め、その負担を低減し、環境との調和を目指すことを明記したことは大きな前進である。その一方で「環境への負荷」(第3条ほか)の具体的な事項が定義されないまま、具体的な対策の手法のみを記載し(第32条等)、政策の目的・方向性を示すための基本法としての役割を果たしていない。本法において対処すべき「環境への負荷」の定義を第3条において明文化するとともに、環境負荷の具体例として、みどりの食料システム法第3条および答申p37に明記された「気候変動」、「生物多様性の低下」を明記すべきである。

#### 4. 「自然循環機能」を、「生態系サービス」に修正する

答申 p37 において、「自然循環機能(土壌を形成する機能)」だけでなく、食料供給、自然景観保全など、生物多様性をもたらす多様な機能を「生態系サービス」全体として捉える国際的な議論を踏まえ、これらのサービスはトレードオフ等相互に影響しあうことや、農業が農地に限らず河川や海洋まで含めた環境にマイナスの影響を与え、持続可能性を損なう側面もあるという前提に立つ必要があると指摘した。改正(案)に記載された「自然循環機能の維持増進に配慮する(第5条他)」は、生態系サービスの中の1機能(自然循環機能=基盤サービス)のみを配慮し、それ以外の機能を配慮せず、軽視する条文となっており、答申の指摘を明確に否定している。答申にあわせて「自然循環機能」を「生態系サービス」に変更し、生態系サービス全体に与える悪影響を最小化する方針を明示すべきである。

#### 5. 環境直接支払など、環境保全に貢献する農業への公的支援を大幅に拡充する

有機農業や環境保全型農業は、輸入に頼る化学肥料・農薬を削減し、食料安全保障、生態系サービス、防災や健康、福祉の向上に貢献する一方で、従来の慣行農業と比べて生産性やコスト等の課題がある。農業における環境政策の先進地である EU では、農家が補助金などの支援を受ける際の条件として、自然環境保全等の行為を義務づける(クロスコンプライアンス要件の設定)とともに、より高度な環境保全活動を実施する農家に対して追加の財政支援(環境直接支払)を行い、持続可能な農業を推進している。日本の環境直接支払は、令和5年予算時点で26.5億円、日本型直接支払交付金全体予算の3.4%と少なく、クロスコンプライアンス要件を設定した補助金・事業も少なく EU のような客観的基準やチェック機能、罰則が欠如する等の課題があり、これらを大幅に改善し拡充すべきである。これらの直接支払の拡充は、農家の減少・経営の困難さの課題解決のための所得補償に加え、持続可能な農業の拡大に寄与することが期待できる。

#### 6. 消費者の役割(第14条)の中に「有機農産物」を追加する

第14条に示される消費者の役割の中で、環境負荷低減に資するものとして消費者のニーズが近年高まってきている「有機農産物」という文言を入れておくべきである。また、農薬や抗生物質、ホルモン剤等人体への影響が懸念されるものの選別を消費者が行い、食によって健康増進を自ら行っていく事も消費者の役割として重要であることから「健康増進に資するもの」を14条に入れるべきである。

#### 7. 消費者の選択を可能にする食品表示の適正化を図るためトレーサビリティを徹底する

環境負荷低減、需給事情、品質評価を適切に反映した商品を、消費者が適切に選択できるよう、第18条の食料消費に関する施策において、ICT技術などを駆使して生産・製造、加工、流通、販売、消費に至るフードチェーン全体のトレーサビリティを確立し、食品表示に反映する必要がある。

以上

#### 「環境と農業を考える会」メンバー

徳江倫明 (一社)オーガニックフォーラムジャパン会長  
(一社)フードトラストプロジェクト代表理事  
持続可能な農業を創る会 事務局長

藤田卓 (公財)日本自然保護協会  
古瀬繁範 地球と未来の環境基金 理事長  
小原壮太郎 (一社)The Organic 代表理事

星野智子 (一社)環境パートナーシップ会議 副代表理事  
永菅裕一 NPO 法人 棚田 LOVERS  
秋元一宏 (一社)オーガニックフォーラムジャパン 代表理事  
郡山昌也 横浜市立大学大学院 都市社会文化研究科 博士課程  
平山秀善 ママエンジェルス チェアマン  
田中真希ユレナ ママエンジェルス スーパーバイザー

# 【提言1】「環境」を基本法の目的（第1条）に追加し、政策の柱に位置づける

基本理念	【現行】1999年～ 食料・農業・農村基本法	2023年9月 食料・農業・農村政策審議会 答申※	2024年2月 改正（案）
分野			
環境	多面的機能の発揮	環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換	第1条への記載 X
食料	食料の安定供給	国民一人一人の食料安全保障の確立	○
農業	農業の持続的発展	生産性の高い農業経営の育成確保	○
農村	農村の振興	農村への移住・関係人口の増加、地域コミュニティの維持、農業インフラの機能確保	○
課題	4つ基本理念のうち、環境分野のみ、法律の名称・目的から除外され、条文に施策の記載がない	基本理念の見直しは文言の修正のみで、法律の名称・目的の修正の記載はなく、具体的な施策の修正が不十分	

※答申では、「第2部 分野別の主要施策」して、基本理念の4分野の施策を記載し、4つの柱として施策を組み立てている

**法の目的に「環境」を追加すべき**

持続可能な農業・食料安全保障の基盤となる 生物多様性等を含む環境施策を4つ目の柱に追加

**【変更案（赤字）】第1条 「食料、農業及び、農村及び環境に関する施策」**  
 ※同様の条文修正、7条(水産・林業),8-10,12-14条(国の責務他) 15条（法制上の措置）16条（年次報告）,17条（基本計画）50条（行政組織の整備等）, 51条（団体の相互連携及び再編整備）

環境のみ除外

1 ※答申： <https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/kensho/attach/pdf/17siryu-9.pdf>

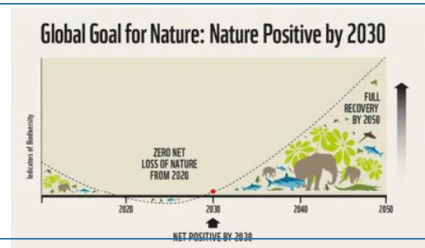
# 【提言3】「環境への負荷」（第3条他）の例として、気候変動、生物多様性の低下等を含むことを明示する

**第3条** 食料システムについては、食料の供給の各段階において**環境に負荷を与える側面**があることに鑑み、その負荷の低減が図られることにより、環境との調和が図られなければならない

**第32条** 国は、農業生産活動における環境への負荷の低減を図るため、農業の自然循環機能の維持増進に配慮しつつ、**農業及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進、環境への負荷の低減に資する技術を活用した生産方式の導入の促進その他必要な施策**を講ずるものとする。

- 食料システム全体で「環境への負荷」を認め（第3条）、その低減を図ることを法律全般に明記（第4,5,14,20,32,53条）した意義は大きい
- **環境政策の目的・方向性を明示せず**（対処すべき「環境への負荷」の内容が不明（第3条）なまま、**やることだけ明示する**（第32条）
- **環境分野において、基本法の役割を果たしていない。**

■ **生物多様性条約COP15決議（2022年）**  
**新たな国際目標「ネイチャーポジティブ」**  
 「2030年までの生物多様性の回復基調の実現と、そのための緊急行動」  
 「2030年までに陸と海の30%以上を効果的に保全」  
 →特に農地の保全も注目（OECD）



基本法の条文に**生物多様性なし・国際目標への対応なし** →**グリーンウォッシュ！？**

↓

**対処すべき「環境への負荷」の中に、気候変動、生物多様性の低下等を含むこと（みどり法3条、答申P37に明記）を明記すべき**

# 【提言4】「自然循環機能」を「生態系サービス」に修正すべき

2023年9月食料・農業・農村政策審議会審議会 答申 p37抜粋  
 生態系サービスには、食料等を含む「供給サービス」、地力の維持等の「調整サービス」、自然景観の保全等の「文化的サービス」等多岐にわたるが、**それぞれのサービスは相互に影響を及ぼし得る。**（中略）、我が国においても、**食料供給を生態系サービスの1つに位置づける国際的な議論も踏まえ、農業が農地に限らず河川や海洋まで含めた環境にマイナスの影響を与え、持続可能性を損なう側面もある**という前提に立ち、農業による温室効果ガスの排出削減、生物多様性の喪失の防止等、環境に配慮した持続可能な農業を主流化する必要がある。

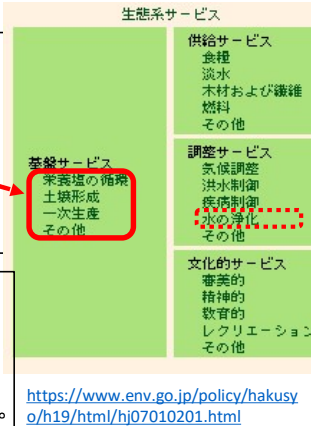
## ★答申ポイント解説

- ・食料供給も含めた**生態系サービス全体を俯瞰し、全体で持続可能にする視点が重要**
- ・**トレードオフがあり、1つのサービスだけを最大化すべきでない**  
 （気候変動対策によって、生物多様性に負の影響があることも）

## ⇕ 答申に反する条文

**第5条（農業の持続的な発展）**  
 2 農業生産活動における環境への負荷の低減は、**農業の自然循環機能**（農業生産活動が自然界における**生物を介する物質の循環**に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。以下同じ）の**維持増進に配慮して**図られなければならない。

**第32条（環境への負荷の低減の促進）**  
 国は、農業生産活動における**環境への負荷の低減を図るため、農業の自然循環機能の維持増進に配慮しつつ**、農業及び肥料の適正な使用の確保（中略）必要な施策を講ずるものとする。



気候変動対策（メタン排出抑制対策）	生物多様性調整サービスへの負の影響	負の影響への対策・配慮
水田中干し延長	トンボ等天敵含む水生生物減少 =病虫害抑制↓	水辺の設置中干時期を後にずらす
秋耕（秋の田起こし・耕うん）	水鳥の餌減少、天敵生物の隠れ場破壊、土壌動物の減少 =病虫害抑制↓	一部耕さず残す 深く耕さない等

自然循環機能は「生態系サービス」のごく一部、それ以外多くの機能は、環境負荷低減の際に**配慮しない**と読める

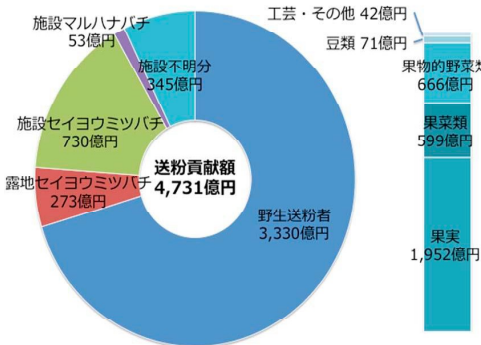
実際に配慮不足  
 農林水産省所管の事例

- ・Jクレジット\_水稻栽培による中干し期間延長
- ・農産物の環境負荷低減の「見える化」

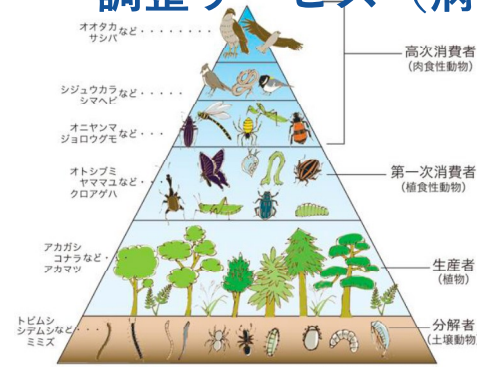
3 自然循環機能だけでなく、生態系サービス全体の配慮を明記すべき

## 農地の生物多様性の役割

### 送粉サービス



### 調整サービス（病虫害を抑制）



出典：矢作川流域森林物語（豊田市役所森林課）

- ・日本の農業産出額（約5兆7,000億円）の8.3%の貢献（小沼、大久保2016）
- ・野生種の貢献が大きい
- ・虫媒のソバ：周囲に森林等昆虫が多い畑ほど結実率が高い（Taki et. al 2010）

- ・天敵となる肉食性動物は、数多くの植食性動物（害虫・**ただの虫**も含む）や植物、分解者など健全な生態系が必要
- ・農薬は害虫より天敵に悪影響がでやすい（生物濃縮・個体数少なく絶滅しやすい）

## 基盤サービス（有機物を分解、土壌を作り、植物へ養分を供給）

## 文化的サービス（景観、伝統文化、人の健康など）

## 生物多様性は「持続可能な農業」の基盤

化学肥料まで考えると食料自給率≒0%。

生物を活かした地域内の物質循環・コミュニティの復活が、食料安全保障・農村振興にも貢献

# 農地の生物多様性の危機

## 生物多様性及び生態系サービスの総合評価報告書（環境省2021年）

農地生態系における生物多様性の状態の評価

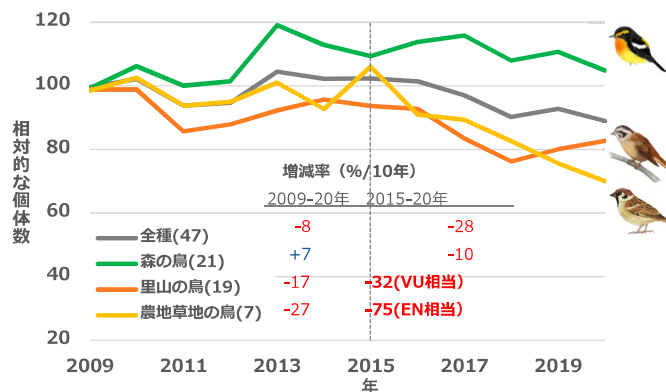
評価項目	長期的推移		評価時点での損失と傾向		
	過去50年~20年の間	過去20年~現在の間	JB0 (2010)	JB02 (2016)	JB03 (2021)
農地生態系	農地生態系の規模・質	↓	↘	↘	↘
	農地生態系に生息・生息する種の個体数・分布	↘	↘	↘	↘
	農作物・家畜の多様性	↘	→	↘	→

損失の大きさ			
弱い	中程度	強い	非常に強い
□	■	■	■
状態の傾向			
回復	横ばい	損失	急速な損失
↗	→	↘	↓

注：上の表で矢印を破線で四角囲みしてある項目は評価に用いた情報が不十分であることを示す。

欧米と同様

## 日本の鳥類の環境ごとの個体数変化



・2015年～スズメ・ヒバリ等身近な農地の鳥が急減（絶滅危惧種に相当；10年あたり75%個体数減少）

Katayama&Fujitaほか(2022)

<https://conbio.onlinelibrary.wiley.com/doi/epdf/10.1111/cobi.14175>

・農地や里山のごく普通のチョウ類の1/3（30種）が絶滅危惧種に相当するほど急速に減少

環境省(2019). モニタリングサイト1000里地調査2005-2017年度とりまとめ報告書 <https://www.nacsj.or.jp/media/2019/11/17887/>



## 持続可能な農業を支える基盤（生物多様性）が劣化

- ・欧米において農地・草地の鳥類が急速に減少（BirdLife International 2022）
- ・世界中で昆虫が急速に減少（Sanchez and Wyckhuys 2019）

日本も参考に

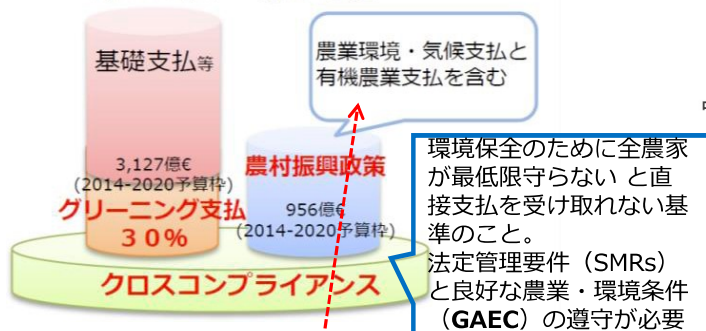
→生物多様性に配慮した農業・林業への転換を推進（英国：和泉2019）、法制度の制定（ドイツ；香坂2021）

5

## 【提言5】環境直接支払など、環境保全に貢献する農業への公的支援を大幅に拡充する

### EUの共通農業政策

第1の柱 第2の柱

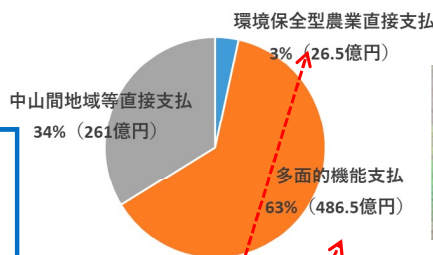


農林水産省, (2019). 海外における環境直接支払制度の現状～平成30年度環境保全型農業効果調査事業結果2023年～制度変更により現状の制度とは異なる.

[http://www.maff.go.jp/j/seisan/kaikyoo/kakyoo\\_chokubarai/attach/pdf/itaku\\_30-2.pdf](http://www.maff.go.jp/j/seisan/kaikyoo/kakyoo_chokubarai/attach/pdf/itaku_30-2.pdf)

### 日本：多面的機能発揮のための交付金（多面法）

多面法の令和5年予算（774億円）



- ・「多面的機能支払」は、農地維持活動が義務、多面的機能向上や環境配慮は義務ではない
- ・環境配慮なしのU字溝化等が多数実施
- 環境保全型工法など環境保全を義務化が必要

### 支援内容

農家への支援の受給条件（農家が実施すべき最低限の環境保全等の行為の義務化＝クロスコンプライアンス）

環境直接支払等、環境保全への支援

### EU

- ・ほぼ全ての支援（直接支払）が対象。
- ・遵守すべき具体的な数値基準あり、第三者の抜き打ち検査あり、違反の罰則あり

- ・多額の支援（英国518百万ユーロ、ドイツ418百万ユーロなど※）、支援メニューも充実

### 日本

- ・ほとんどなし（農業環境規範：40事業（2014年時点））
- ・遵守すべき具体的な数値基準なし（努力や検討のみ）、第三者の抜き打ち検査なし、違反の罰則なし

- ・予算が少なく、予算不足で支援できない場合もある（令和5年予算時点で26.5億円（多面法全体予算の3.4%））

6

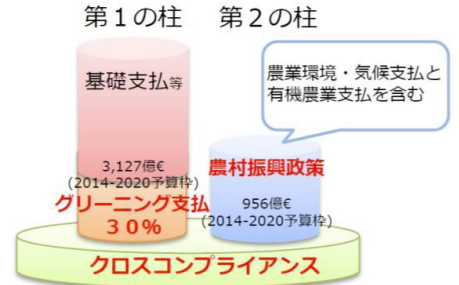
※2014～2020年の単年平均

# 補足資料 環境保全を目的とした支払制度EUと日本の比較

- EUの環境保全を目的とした支払※1予算額(2020年)は日本※2の**17.8-40倍**
  - 耕地面積は、日本よりEU各国の方が大きい(日本の3.8-6.5倍)ものの、上記の支払制度以外で環境保全活動が義務化された支援があり、日本よりEUの方が圧倒的に充実している※3。
  - 上記を踏まえると、**日本の環境直接支払交付金はEU各国と比べて圧倒的に少ない。**
- 持続可能な農業の実現に向け、有機農業を含む環境保全活動への支援の大幅な拡大が必要

## 環境保全を目的とした支払い制度：EU（2020年時点※1）と日本※2の予算額比較

国	農業環境 気候①	有機農業 ②	①+②	(①+②各国予算) ÷ (日本予算26.5億円)
フランス	365.1(2.2)	175.9(1.1)	541(3.3)	20.4倍
ドイツ	681.3(4.2)	377.7(2.3)	1059(6.5)	40.0倍
スペイン	308.7(1.9)	163.3(1)	472(2.9)	17.8倍
英国	844.3(5.2)	19.9(0.1)	864.2(5.3)	32.6倍
日本※2			26.5	



表内の数字の単位は、億円 163円/€ (2024年3月時点)を表し、()内の数字の単位は、億€を表す

※1: EUは、CAPの第二の柱の予算2014-2020年の単年平均を表す

注意: 2023年~制度変更により現状の制度とは異なる

(出典: 農林水産省, (2019). 海外における環境直接支払制度の現状~平成30年度環境保全型農業効果調査事業結果)

出典: 農林水産省, (2019).

[http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyou\\_chokubarai/attach/pdf/itaku\\_30-2.pdf](http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyou_chokubarai/attach/pdf/itaku_30-2.pdf)

※2: 日本の環境直接支払交付金(環境気候と有機農業への支援の両方を含む)平成5年度予算を表す

(出典: 令和5年度予算概算決定額 [https://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/r5kettei\\_pr62.pdf](https://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/r5kettei_pr62.pdf))

### ※3 留意事項 (環境直接支払制度以外の環境保全に関する施策)

EU各国	すべての公的支援に対してクロスコンプライアンス(農家が実施すべき最低限の環境保全活動等の義務)が適用されているほか、追加の環境保全活動への支払いとしてグリーンング支払もあり、充実している。
日本	公的支援に対するクロスコンプライアンスは現状はほとんど0 多面的機能支払交付金・中山間支払交付金(令和5年度; 747.5億円)の中に、環境保全を目的とした活動が一部含まれるものの、限定的#であり、環境配慮を伴わないほ場整備やU字溝化等、環境破壊につながる活動が多い現状がある。 #多面的機能支払交付金に基づく生物多様性保全活動は、約3割の活動団体が実施するものの、実施面積はごくわずか

## 日本において従来クロスコンプライアンスとされる「農業環境規範」の現状

- 2005年に策定(平成17年3月31日 農林水産省生産局長通知)→補助金の要件化
- 環境保全等に関する**簡易なチェックリスト(自己申告)のみ提出、第三者確認なし・罰則なし**
- ごく一部の事業のみ対象(対象事業: 40件、2014年時点)、2023年現状は0件

[https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen\\_type/h\\_kihan/attach/pdf/index-2.pdf](https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/h_kihan/attach/pdf/index-2.pdf)

### 環境と調和のとれた農業生産活動規範 点検シート (作物の生産)

【点検の方法】

- 毎年、各項目について、過去一年間の実行状況を点検します。
- 点検は、農業経営全体の状況について行います。(例えば、作目ごとに点検する必要はありません。)
- 点検は、次ページの「取組(例)」を参考に農業者自らが行い、実行できていると判断する場合には、チェック欄にシロ印を付します。
- 該当がない項目や実行できない項目がある場合は、チェック欄にシロ印を付せず、その項目ごとに下欄にその理由、改善の予定などを記入します。
- 作成した点検シートと、7の項目で保存した記録は、次回の点検まで保存します。

項目	チェック欄
<b>1 土づくりの励行</b> 土づくりは、環境と調和のとれた農業生産活動の基礎となる技術である。また、土づくりにおけるたい肥等の有機物の利用は、循環型社会の形成に資する観点からも重要である。このため、たい肥等の有機物の施用などによる土づくりを励行する。	<input type="checkbox"/>
<b>2 適切で効果的・効率的な施肥</b> 施肥は、作物に栄養を供給するために不可欠であるが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼす。このため、都道府県の施肥基準や土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量、施用方法を適切に、効果的・効率的な施肥を行う。	<input type="checkbox"/>
<b>3 効果的・効率的で適正な防除</b> 病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予測情報等を活用し、被害が生じると判断される場合に、必要に応じて農薬や他の防除手段を適切に組み合わせ、効果的・効率的な防除を励行する。また、農薬の服用、保管は関係法令に基づき適正に行う。	<input type="checkbox"/>
<b>4 廃棄物の適正な処理・利用</b> 循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は関係法令に基づき適正に行う。また、作物残さ等の有機物についても利用や適正な処理に努める。	<input type="checkbox"/>
<b>5 エネルギーの削減</b> 温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、耕種の乾燥など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないように努める。	<input type="checkbox"/>
<b>6 新たな知見・情報の収集</b> 環境との調和を強固にするため、作物の生産に伴う環境影響などに関する新たな知見と適切な対応に必要な情報の収集に努める。	<input type="checkbox"/>
<b>7 生産情報の保存</b> 生産活動の内容が確認できるように、肥料・農薬の使用状況等の記録を保存する。	<input type="checkbox"/>

【該当がない項目、実行できない項目がある場合等の理由、改善の予定など(記入欄)】

### 課題

努力が多い→第三者の検証不可能

### クロスコンプライアンスの改定 2023年~

- 全事業へ適用(2027年~)
- チェックリスト改定(数値基準なし曖昧)
- 第三者確認・検査 今後予定
- 遵守違反の罰則未定

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html>

持続可能な農業への転換にとって重要だが、

- チェックリスト・基準が曖昧なため、第三者検証が困難・意味がない
- 農業者・行政、双方に事務手続きが増えるだけ? 環境負荷低減の効果があるか疑問

### ★今後必要なこと (EUを参考に)

- 第三者による確認が可能な基準の明確化(数値基準等含む)
- 要件遵守の確認(抜き打ち検査)
- 罰則の追加

申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)															
①	<input type="checkbox"/> 肥料の適正な保管	<input type="checkbox"/>	⑫	<input type="checkbox"/> 悪臭・害虫の発生防止・低減に <b>努める</b>	<input type="checkbox"/>															
②	<input type="checkbox"/> 肥料の使用状況等の記録・保存に <b>努める</b>	<input type="checkbox"/>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>申請時 (します)</th> <th>(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分</th> <th>報告時 (しました)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑬</td> <td><input type="checkbox"/> プラ等廃棄物の削減に<b>努め</b>、適正に処理</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </tbody> </table>			申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)	⑬	<input type="checkbox"/> プラ等廃棄物の削減に <b>努め</b> 、適正に処理	<input type="checkbox"/>									
申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)																		
⑬	<input type="checkbox"/> プラ等廃棄物の削減に <b>努め</b> 、適正に処理	<input type="checkbox"/>																		
③	<input type="checkbox"/> 作物特性やデータに基づく施肥設計を <b>検討</b>	<input type="checkbox"/>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>申請時 (します)</th> <th>(6) 生物多様性への悪影響の防止</th> <th>報告時 (しました)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑭</td> <td><input type="checkbox"/> 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に<b>努める</b>（再掲）</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>⑮</td> <td><input type="checkbox"/> 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を<b>検討</b>（再掲）</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </tbody> </table>			申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)	⑭	<input type="checkbox"/> 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に <b>努める</b> （再掲）	<input type="checkbox"/>	⑮	<input type="checkbox"/> 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を <b>検討</b> （再掲）	<input type="checkbox"/>						
申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)																		
⑭	<input type="checkbox"/> 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に <b>努める</b> （再掲）	<input type="checkbox"/>																		
⑮	<input type="checkbox"/> 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を <b>検討</b> （再掲）	<input type="checkbox"/>																		
④	<input type="checkbox"/> 有機物の適正な施用による土づくりを <b>検討</b>	<input type="checkbox"/>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>申請時 (します)</th> <th>(7) 環境関係法令の遵守等</th> <th>報告時 (しました)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑯</td> <td><input type="checkbox"/> みどりの食料システム戦略の<b>理解</b></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>⑰</td> <td><input type="checkbox"/> 関係法令の遵守</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>⑱</td> <td><input type="checkbox"/> 農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に<b>努める</b></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>⑲</td> <td><input type="checkbox"/> 正しい知識に基づく作業安全に<b>努める</b></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </tbody> </table>			申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)	⑯	<input type="checkbox"/> みどりの食料システム戦略の <b>理解</b>	<input type="checkbox"/>	⑰	<input type="checkbox"/> 関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>	⑱	<input type="checkbox"/> 農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に <b>努める</b>	<input type="checkbox"/>	⑲	<input type="checkbox"/> 正しい知識に基づく作業安全に <b>努める</b>	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)																		
⑯	<input type="checkbox"/> みどりの食料システム戦略の <b>理解</b>	<input type="checkbox"/>																		
⑰	<input type="checkbox"/> 関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>																		
⑱	<input type="checkbox"/> 農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に <b>努める</b>	<input type="checkbox"/>																		
⑲	<input type="checkbox"/> 正しい知識に基づく作業安全に <b>努める</b>	<input type="checkbox"/>																		
申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)																		
⑤	<input type="checkbox"/> 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を <b>検討</b>	<input type="checkbox"/>																		
⑥	<input type="checkbox"/> 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に <b>努める</b>	<input type="checkbox"/>																		
⑦	<input type="checkbox"/> 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を <b>検討</b>	<input type="checkbox"/>																		
⑧	<input type="checkbox"/> 農薬の適正な使用・保管	<input type="checkbox"/>																		
⑨	<input type="checkbox"/> 農薬の使用状況等の記録・保存	<input type="checkbox"/>																		
申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)																		
⑩	<input type="checkbox"/> 農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に <b>努める</b>	<input type="checkbox"/>																		
⑪	<input type="checkbox"/> 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように <b>努める</b>	<input type="checkbox"/>																		

◆ 上記はひな形であり、各事業によりチェックする取組は異なる場合があるため、各事業の要綱・要領などでご確認ください。

**努力・検討が多い→第三者の検証不可能**

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html>

## 【参考】 EUのクロスコンプライアンス※

※2023年から制度変更；より強化された「コンディショナリティ」に変更）

- ・法定管理要件（SMRs）、良好な農業・環境条件（GAEC）の遵守が必要  
～多くは、加盟国ごとに具体的な要件を設定～
- ・具体的な数値基準の遵守も必要
- ・第三者が抜き打ち検査を実施
- ・違反の罰則あり
- ・EUのほぼ全農業支援事業が対象

クロスコンプライアンス		
法定管理要件 (SMRs)	環境、気候変動、農業に好適な土地の状態	・水質（硝酸塩） ・生物多様性（鳥類保全、自然生息地保全）
	公衆・動物・植物衛生	・食品安全性 ・動物の識別・登録 ・動物疾病（BSE対策） ・防除資材
良好な農業・環境条件 (GAEC)	動物福祉	・農業用動物、子牛、豚
	環境、気候変動、農業に好適な土地の状態	・水資源（水路沿いの緩衝帯、灌漑水の許可手続順守、地下水汚染防止） ・土壌・炭素貯蔵（最低限の土壌被覆、最低限の土壌浸食抑制、土壌中有機質の維持） ・景観の最低限の維持（特徴的要素の維持）

農林水産省. (2019). 海外における環境直接支払制度の現状～平成30年度環境保全型農業効果調査事業結果  
[http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyou\\_chok](http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyou_chok)

GAECは国、地域ごとに**数値基準を含む具体的な基準あり**

### 良好な農業・環境条件（GAEC）の例（ドイツ）抜粋

[https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai\\_nogyo/k\\_syokuryo/attach/pdf/230410-39.pdf](https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/k_syokuryo/attach/pdf/230410-39.pdf)

(p60-62;表 II-3-3 ドイツ CAP 戦略計画における GAEC の概要)

・ GAEC4水路沿いに緩衝帯を設定：水域に隣接する3mの距離内の農地では、植物保護製品、殺生物製品および肥料を使用してはならない

・ GAEC7耕地における輪作：耕地の33%以上で前年とは異なる主要作物を栽培する必要がある

・ GAEC8景観・鳥類保護：耕地の4%以上を非生産的用地として確保、3/1-9/30まで生け垣や並木、雑木林の木の伐採禁止（ケアカットはOK）

# 【参考】良好な農業・環境条件（GAEC）の例（ドイツ）

CAP 戦略計画規則		ドイツ CAP 戦略計画
GAEC 1	農地に占める永年草地の割合（国・地域・サブ地域・経営集団・経営いづれか）に基づく永年草地の維持（2018年比減少5%以内）	<ul style="list-style-type: none"> <li>永年草地の転換には認可が必要となる。2015年1月1日以前から永年牧草地であった土地は、4%以上削減方向に転換されても許可は出ない。そのため、2018年比5%以上の永年草地の減少は発生しない見込み</li> </ul>
GAEC 2	湿地と泥炭地の保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>州政府によって景観地域として特定された湿地と泥炭地においては、永年草地の耕起転用禁止。ただし、動植物生息（FFH）地域<sup>3</sup>、野鳥保護区として指定された永久草地、法的に保護されたピオトープを除いて、バルディカルチャーは可能</li> <li>排水設備の導入は当局の承認が必須</li> <li>当局の許可は既存の排水レベルの低下を引き起こさない場合のみ承諾される</li> </ul>
GAEC 3	耕地の切り株焼却禁止（植物衛生上の理由によるものを除く）	<ul style="list-style-type: none"> <li>切り株の消去を禁止しているため、準拠できる見込み</li> </ul>
GAEC 4	水路沿いに緩衝帯を設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>水域に隣接する3Mの距離（斜面の上端から測定）内の農地では、植物保護製品、殺生物製品、および肥料を使用してはならないことを規定。ただし、水管理の点であまり重要でない小規模な水域では例外も存在する</li> </ul>
GAEC 5	土壌劣化リスクを減じるための耕起管理（傾斜の考慮等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>各州が、水や風による侵食のリスクの程度に応じて、農業地域を分類している</li> <li>水食レベル（KWASSER 1）の耕地：12月1日～2月15日の耕作禁止。収穫後の再播種が12月1日以前の場合のみ冬季の耕作が可能</li> <li>水食レベル（KWASSER 2）の耕地：12月1日～2月15日の耕作禁止。加えて、その他の期間も耕起後すぐに播種する必要がある。45cm以上のバッファーを有する作物の前に耕作することを禁止</li> <li>風食段階の耕地：3月1日より前に播種する場合にのみ耕作することができる</li> </ul>

## 数値基準を含む具体的な基準あり

[https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai\\_nogyo/k\\_syokuryo/attach/pdf/230410-39.pdf](https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/k_syokuryo/attach/pdf/230410-39.pdf)

(p60-62;表 II-3-3 ドイツ CAP 戦略計画における GAEC の概要)

GAEC 6	最も備みやすい時期の大部分において土壌を露出させない最低限の土壌被覆	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地の80%以上で、最低限の土壌被覆を確保する。土壌被覆とは、多年生作物、冬作物、キャッチクローブ、マメ科の食物、又は穀物の芽、休耕地、緑化、マルチ層、マルチング、非回転耕うんのいづれかとなる</li> <li>土壌被覆は11月15日～翌年1月15日は確保される必要がある。果樹作物では、同じ時期に畝間の植生の除去はできない</li> </ul>
GAEC 7	耕地における輪作（水面下で生育する作物を除く）	<ul style="list-style-type: none"> <li>耕地の33%以上で、前年とは異なる主要作物を栽培する必要がある。さらに、別の33%以上で、10月15日～翌年2月15日までの間に、主要な作物の変更による輪作を行う必要がある</li> <li>残りの耕地（最大33%）においても、3年未満に主要な作物を変更する必要がある。ただし、同じ種類であっても冬穀物と夏穀物は異なる主要な作物とみなされる</li> <li>また、規則（EU）2018/848（有機農場）によって認証された農場は、輪作義務を果たしたとみなされる。 ※輪作義務の除外：総面積が10ha以下の農地、耕地が50ha以下の場合かつ耕地の75%以上で飼料作物の栽培、マメ科の植物の栽培、もしくは休耕地として利用されている、又は耕地が50ha以下の場合かつ適格農地の75%以上が永年草地の場合</li> </ul>
GAEC 8	<ul style="list-style-type: none"> <li>非生産的用地ないし特性（休耕含む）に充てる耕地の最低限度割合4%（例外あり）</li> <li>景観的特性の保存</li> <li>鳥類の繁殖・子育て期における生垣と樹木の伐採禁止</li> <li>侵入植物種を避ける措置（任意）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所有する耕地の4%以上を非生産的用地として留保する。耕地におけるアグロフォレストシステムは非生産的用地に含むことはできない。休耕地の場合は、0.1ha以上である必要がある</li> <li>非生産的用地としては、主要な作物の収穫後1年間休耕状態である必要があるが、播種による緑化は認められている。ただし、肥料や農業の使用は禁止。4月1日～8月15日は、GAEC6の要件を満たす必要があり、9月1日～12月31日の間の播種（ただし、収穫は翌年以降）や放牧は認められる</li> <li>さらに、3月1日から9月30日までの期間は、生け垣や曲がり角、並木、雑木林、薪割の木の伐採を禁止する必要がある。ただし、植物の成長を抑えるために、穏やかな整形とケアカットは許可される ※輪作義務の除外：総面積が10ha以下の農地、耕地が50ha以下の場合かつ耕地の75%以上で飼料作物の栽培、マメ科の植物の栽培、もしくは休耕地として利用されている、又は耕地が50ha以下の場合かつ適格農地の75%以上が永年草地の場合</li> </ul>
GAEC 9	NATURA2000 指定区域（自然保護区）内における環境上重要な永年草地の転換・耕起の禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>2015年1月1日までにFFH地域、野鳥保護区として指定された永久草地、法的に保護されたピオトープにおける耕起を禁止</li> </ul>